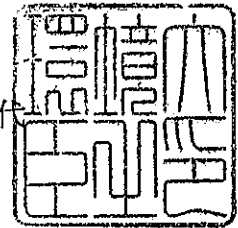


諮問 第 4 1 8 号
環水大土発第 1512011 号
平成 27 年 12 月 1 日

中央環境審議会会長
浅野 直人 殿

環境大臣
大塚 珠 代



飼料作物残留に係る農薬登録保留基準等の見直しについて（諮問）

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 41 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、「農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件」（昭和 46 年 3 月農林省告示第 346 号）（以下「告示」という。）の第 1 号口の作物残留に係る農薬登録保留基準並びに第 2 号イ及びハの土壤残留に係る農薬登録保留基準の見直しについて、貴審議会の意見を求める。

（諮問理由）

農林水産省は「農薬の登録申請に係る試験成績について」（平成 12 年 11 月 24 日付け 12 農産 8147 号農林水産省農産園芸局長通知）を平成 26 年 5 月に改正し、家畜代謝試験及び家畜残留試験を導入するとともに、今後、厚生労働省に家畜代謝試験及び家畜残留試験の試験成績を踏まえた畜産物に係る食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規格（以下、「残留農薬基準」という。）の設定を要請することとしている。

これを受け、厚生労働省が畜産物に係る残留農薬基準の設定を進めることが見込まれることから、これに伴い、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 3 条第 2 項（同法第 15 条の 2 第 6 項において準用する場合を含む。）に基づき定められた告示第 1 号口の作物残留に係る農薬登録保留基準並びに第 2 号イ及びハの土壤残留に係る農薬登録保留基準について、見直しの必要性の検討、及び見直しが必要と判断される場合にはその内容の検討が必要と考えられる。このため、これらについて貴審議会の意見を求めるものである。



中環審第871号
平成27年12月3日

中央環境審議会 土壌農薬部会
部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会
会長 浅野 直人



飼料作物残留に係る農薬登録保留基準等の見直しについて（付議）

平成27年12月1日付け諮問第418号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壌農薬部会に付議する。